

中小事業者等が新規取得した先端設備等に係る 課税標準の特例について（旧税制度）

固定資産税（家屋・償却資産）のお知らせ

中小事業者等が、東海市から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき新規取得した設備について、一定の要件を満たす場合は償却資産の課税標準額を軽減する特例を受けることができます。

なお、令和5年4月以降に取得された設備は新制度、令和5年3月末までに取得された設備は旧制度となりますのでご注意ください。

特例対象者

- ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

※ただし、以下のいずれかに該当する法人は、特例対象外です。

- ①同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人または資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

特例対象設備

以下の要件を満たすもの

- ①東海市から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得したものであること
- ②旧モデル比で生産性が年1%以上向上しているもの（事業用家屋を除く）
- ③生産、販売、役務の提供の用に直接供するもの
- ④中古資産でないもの
- ⑤下の表の要件を満たすもの

設備の種類	取得期間（※）	1台1基または一の取得価額	販売開始時期	その他
機械装置	平成30年6月6日 から 令和5年3月31日 まで	160万円以上	10年以内	
工具		30万円以上	5年以内	
器具備品		30万円以上	6年以内	
建物付属設備		60万円以上	14年以内	償却資産として課税されるものに限る

構築物		120万円以上	14年以内	
事業用家屋	令和2年4月30日 から 令和5年3月31日 まで	120万円以上		<ul style="list-style-type: none"> ・新築の家屋であること ・取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等を稼働させるために取得されたもの

※ただし、先端設備等導入計画認定後に取得したものに限りません。

特例内容

3年間、課税標準額をゼロに軽減

提出書類

以下の書類をすべて添付し、償却資産の申告の際にご提出ください。

- ・償却資産特例申請書（旧税制度用）
- ・先端設備等導入計画の申請書の写し及び認定書の写し
- ・工業会等の生産性向上要件証明書の写し

※所有権移転外リースの場合、「リース契約書の写し」、「リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し」も必要となります。

提出先及び問合わせ先

〒476-8601 愛知県東海市中央町一丁目1番地
東海市役所 総務部 税務課 固定資産税グループ（償却資産担当）
電話 （052）603-2211または
（0562）33-1111
（内線 192）